

発行所

株式会社 FFPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

固定資産税の価格審査申出制度の改正

Q: 平成11年度の固定資産税の改正のポイントを教えてください。

A: 固定資産税の価格等に係る審査申出制度が大幅に見直されました。

【解説】

平成11年度の改正では、固定資産税について、審査の申出期間の延長や、申出事項を固定資産の価格のみに限定すること等の措置が講じられました。具体的には次のようになります。

(1) 審査申出期間の延長

縦覧期間の末日後10日までを、納税通知書の交付の日後30日までに延長する。

(2) 審査申出に係る合理化

- ① 申出をすることができる事項を固定資産の価格とする。
- ② 審査申出人が直接課税庁に対して必要な事項について照会できることとする。

(3) 審理手続の整備

- ① 審査申出人が委員会に対して口頭で意見を述べるができることとする。
- ② 必要がある場合には口頭審理の手続によることができることとする。

(4) その他所要の規定の整備

今回の改正により、納税通知書の税額を確認してから審査申出などの対応が可能となります。また、審査申出人が直接課税庁に対して必要な事項を照会できるようになったほか、その審査申出人が委員会に対して口頭で意見を述べるができるようになるなど、大幅な前進です。

